



くすい箱

発行

桐生厚生総合病院 薬剤部

発行責任者 河井 利恵子

編集担当者 根岸 由美

矢古宇 由佳

第53回目のテーマは、「院外処方せんとかかりつけ薬局について」です。

現在多くの場合、病院では『院外処方せん』をお渡しし、病院の外の『調剤薬局』でお薬を受け取っていただいています。病院の中でお薬をもらえないの？と疑問をお持ちの方もいらっしゃるでしょう。そこで今回は、『院外処方せん』や『調剤薬局⇒かかりつけ薬局』について解説していきます。

なぜ、院外処方せんにするのですか？

厚生労働省は、医師が診断・処方を行い、薬は薬局で受け取る「医薬分業」を推進してきました。医薬分業のメリットは、医師は診療に専念でき、また医師と調剤する薬局の薬剤師により薬を使う際のダブルチェックができることです。現在の日本では、外来投薬の約70%が薬局で調剤されるまでに至っています。院外処方せんの発行により病院の薬剤師は、医師や看護師と連携して、入院患者さんが効果的かつ安全に治療が受けられるように支援することができます。

院外処方せんのメリットは？

- 「調剤薬局」「保険薬局」「処方せん受付」などの表示がある保険調剤をしている薬局なら、全国どこでもお薬を受け取ることができます。
- ゆっくり時間をかけて、十分な薬の説明や服薬指導を受けられます。
- 薬の効果や副作用を確認してもらえます。
- 薬の服用の記録をつけている（薬歴管理）ので、同じような薬が重複していないか、のみ合わせの悪い薬が出されていないかをチェックしてくれます。
- 薬歴管理により、以前アレルギーを起こしたことがある薬や副作用が出現したお薬などの再投与を未然に防ぐことができます。



院外処方せんで注意することは？

院外処方せんの使用期間は「**交付の日を含めて4日以内**」です。これには、休日や祝日も含まれます。使用期間を過ぎるとお薬を受け取ることができなくなります。必ず、使用期間内に調剤薬局に行きましょう。



院外処方せんの使用期間は、**交付の日を含めて4日以内**です。
FAX送信はあくまでも内容の連絡です。
必ず、**4日以内に処方せんを持って調剤薬局に行きましょう！**

かかりつけ薬局とは？

調剤してもらう薬局は患者さんが自由に選ぶことができますが、あらかじめ一つの薬局を『かかりつけ薬局』として持つことをお勧めします。「気軽に行ける」「安心して相談できる」「お住まいの近く」「通勤途中」など、いつでも通うことのできる薬局を決めるとよいでしょう。あなたのお薬についてすべて把握している薬局があると、他の病院で処方された薬との重複やのみ合わせ、アレルギーや副作用のチェックがスムーズに行え、より安心です。



かかりつけ薬局ではどんな相談ができますか？

- 市販薬や健康食品・サプリメントなどを含めた薬の相談ができます。
- のみ忘れやのみ間違いを防ぐために、1回にのむ薬を一包にまとめる相談ができます。
- 残っている薬の確認を行い、処方の調整を依頼する相談ができます。
- 薬の料金を抑えるために、ジェネリック医薬品を使用する相談ができます。
- ジェネリック医薬品には服用しやすいように工夫されているお薬もあります。「のめない」「のみづらい」薬の相談ができます。
- 在宅医療の相談もできます。



最後に・・・

お薬手帳は1冊にまとめ、常に携帯しましょう！

お薬手帳には「お薬の名前」や「用法・用量」などが記載されており、現在までにどのように薬の種類や量が変わってきたかを知ることができます。また「アレルギー歴」「副作用歴」を記入する欄もあり、病院や診療所での診察の際やかかりつけ薬局以外の薬局へ行く際に役立ちます。さらに入院された場合は、入院中のお薬や退院時の処方内容が記載されるので、入院前の薬との違いをかかりつけ薬局に伝えることもできます。



お薬手帳は全国どこでも使えます。何冊もあるとお薬のチェックがしづらく、見逃してしまうおそれがあります。1冊にまとめましょう。

お出かけ先で具合が悪くなったり、事故や災害に巻き込まれてしまったりすることがあるかもしれません。夜間や休日、救急外来を受診することもあるでしょう。常に携帯することをお勧めします。

《参考》厚生労働省 HP：身近な健康の相談役「かかりつけ薬局・薬剤師」を持ちましょう

次回は、「免疫チェックポイント阻害薬」をテーマに2019年12月発行予定です。